

迷惑ブロックサービス利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、お客様（第1条で定義する本サービスのエンドユーザーをいいます。以下本規約において同じとします。）とトビラシステムズ株式会社（以下「当社」といいます。）との間に適用されます。本規約の各条項をご確認のうえ、ご同意いただいた場合のみ、第1条で定義する本サービスをご利用いただくことができるものとします。

第1条（定義）

1. 「本サービス」とは、対象端末に着信した電話番号が迷惑電話データベースに登録されている迷惑電話である場合、対象端末の呼出音を鳴らさず、接続できない旨メッセージを流し、その後当該電話を切断するサービスをいいます。
2. 「本規約等」とは、本規約その他当社が別途定める条件をいいます。
3. 「対象端末」とは、当社が本サービスを利用することができる端末として別途指定した端末をいいます。
4. 「迷惑電話」とは、振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切りその他、電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える可能性がある電話をいいます。
5. 「迷惑電話データベース」とは、当社が管理するデータベースであって、お客様又は第三者から提供されたデータに基づいて当社が作成した、着信の拒否を推奨する迷惑電話の電話番号のリストであり、逐次提供を受け蓄積されるデータに基づいて当該リストの内容が更新されていくものをいいます。
6. 「ログ項目データ」とは、以下の各号の、迷惑電話データベースの作製及び更新に用いられるデータ並びに本サービスの提供に必要なデータをいいます。
 - (1) 対象端末において「拒否」が選択された回数及び日時
 - (2) 対象端末における迷惑電話番号からの着信件数、着信日時、発信者番号、通話時間及び迷惑電話データベースによる発信者番号の判定結果
 - (3) 対象端末の端末識別ID
 - (4) 対象端末の電話番号
7. 「一次データ」とは、お客様から当社に提供されるログ項目データをいいます。

第2条（契約の成立、効力及び終了）

1. お客様の、対象端末を使用した本サービスの利用開始は、同時に本規約への同意となり、かつ、利用開始により、お客様と当社との間に本規約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）が成立し、効力を生じるものとします。
2. 当社は、お客様に事前に通知することなく、また、お客様の同意を得ることなく、本規

約等を変更することができるものとします。この場合、当社は、本規約等の変更の旨及び内容を、当社ホームページ (<http://tobilaphone.com/rule>) 等への掲載その他の方法によりお客様に対し周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始の時をもって本規約等が変更されるものとします。

3. お客様が、本規約等の条項のいずれかに違反した場合、当社は本契約を直ちに解除できるものとします。また、お客様の本サービス利用にあたり、公序良俗に反する、又は法令、条例その他諸規則に反する用途での利用があったと当社が判断した場合にも、当社は本契約を直ちに解除できるものとします。
4. 本契約が終了した場合には、お客様はいかなる理由においても本サービスを使用することはできません。
5. 前項、第3条第2項、第5条、第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第3条（本サービスの内容、本サービスの利用許諾）

1. 本サービスは、お客様の対象端末への着信について、迷惑電話データベースに基づき、当該着信が迷惑電話である蓋然性の高い電話番号である場合、対象端末の呼出音を鳴らさず、接続できない旨メッセージを流し、その後当該電話を切断するサービスです。
2. 当社は、自己の都合により、お客様に事前に通知または周知することなく本サービスの内容の一部または全部を変更、追加または廃止することができるものとします。なお、当該変更、追加または廃止により、お客様に損害が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないこととします。
3. 当社は、お客様に対して、お客様が本規約等の各条項を遵守することを条件に、本サービスを利用することのできる、日本国内における非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。

第4条（本サービスの料金、支払方法、解約について）

1. 本サービスの利用料金は無料とします。ただし本サービスのご利用には第5条2項7号に基づく発信者番号表示サービスの利用料及び5条2項11号並びに5条2項14号に定める通話料が別途必要になります。
2. お客様は、当社が別途定める解約方法に従い本契約を解約することができます。
3. 当社は、事前にお客様に通知することを条件として、本契約を解約することができるものとします。

第5条（遵守事項等）

1. お客様は、対象端末への着信について迷惑電話へ対応する目的以外に本サービスを使用してはならないものとします。

2. お客様は、本サービスの利用にあたり、下記の事項にご確認、ご同意いただくものとします。

- (1) 本サービスは迷惑電話である蓋然性にかかる当社の判定結果に基づき、対象端末において第3条第1項で定めた動作を行うものであり、詐欺などの犯罪を完全に排除するサービスではないこと
- (2) 本サービスは迷惑電話である蓋然性にかかる当社の判定結果に基づき、対象端末において第3条第1項で定めた動作を行うサービスではあるものの、迷惑電話である蓋然性の高いすべての電話番号につき上記動作を行うことを保証するサービスではないこと
- (3) 本サービスにおいて迷惑電話である蓋然性が高いと判定された電話番号が、必ずしもお客様が認識する迷惑電話の電話番号と一致するものではないこと
- (4) お客様が本サービスをご利用する際には、対象端末と当社特定の各種サーバとの間で通信が行われること
- (5) 対象端末の種類や状況によっては、本サービスに基づく着信拒否や警告表示が遅れ、あるいは着信拒否や警告表示がされない場合があること
- (6) 本サービスの利用に関し、万一お客様が犯罪などにより生命や財産等に被害又は損害を被ったとしても、当社の本規約等によるほかは、一切責任を負わないこと
- (7) 本サービスの利用には電話回線事業者が提供する発信者番号表示サービス（ナンバーディスプレイ等）への加入が必要であること
- (8) 発信者番号の通知がない場合（「非通知設定」、「公衆電話」、「通知不可能」等）、対象端末において第3条第1項で定めた動作がなされないこと
- (9) 「キャッチホン」サービス等による通話中の着信については、本サービスの動作保証外であること
- (10) 対象端末は、電話番号判定のためのデータベースの更新の有無を自動的に確認し、電話番号判定のためのデータベースを更新する機能を有しているが、当該通信のタイミングにおいてお客様の対象端末が通信可能な状態にないときなどには、データベースの更新等が実施されない場合があること
- (11) 本サービスの利用には、電話番号判定のためのデータベース更新時の通信時などにエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するナビダイヤルの通話料（通信時1分あたり10円（月額310円程度 いずれも税抜） 2016年1月1日現在 お客様がご契約の通信事業者からの請求書等により、「NTTコミュニケーションズご利用分」の「ダイヤル通話料」の項目で合算されて請求されます。）が発生すること
- (12) 本サービスは日本国内専用のため、海外では利用できないこと
- (13) 本サービスは、ナビダイヤルが利用可能な環境でのみ利用できること
- (14) お客様ご自身によって、手動にて電話番号判定のためのデータベース更新を行う

場合、別途当該手動更新のための通信に本条第2項第11号で定めた通信料がかかること

3. お客様は、対象端末の改造、改変等を行ってはならないものとします。
4. お客様は、第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
5. お客様は、当社の設備に無権限でアクセスすること若しくは過度な負担を与えること、迷惑電話データベースのデータを抜き出すこと、迷惑電話データベースのデータの解析又は改変等を行うこと、本サービスの提供を不能にすることその他本サービスの提供若しくは運営に支障を与えること又はそれらのおそれのある行為を行わないものとします。
6. お客様は、犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為を行わないものとします。
7. お客様は、本サービスに関する著作権表示その他の権利に関する表示について変更、削除し又はこれと誤認混同が生じるような表示を新たに追加してはならないものとします。
8. お客様は、当社が本サービスの内容を、必要に応じ、お客様への予告なく変更できることを認識し、これに同意するものとします。
9. お客様は、本サービスの利用に当たり、当社又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害してはなりません。また、お客様による本サービスの利用に関して、第三者との間で紛争等が生じた場合は、お客様ご自身の費用と責任においてこれを解決するものとします。
10. お客様は、対象端末を第三者へ譲渡（有償・無償を問いません）する場合、譲渡前に本サービスを解約（解約手順については、対象端末の取扱説明書等をご参照ください）するものとします。万が一、お客様が本サービスの解約を行わないまま譲渡されたことに起因して当該第三者等との紛争その他の問題が発生した場合は、お客様ご自身の費用と責任においてこれを解決していただくこととします。なお、当該問題により当社に損害を与えた場合は、お客様にはその損害を全て賠償していただくものとします。

第6条（一次データの提供）

1. お客様は、当社に一次データを提供することをあらかじめ同意するものとします。
2. 当社は、提供を受けた一次データを本サービス及び当社が提供するすべての迷惑電話データベースの提供サービスの目的及び第7条2項に定める目的の範囲内でのみ使用します。
3. なお、一次データに関する知的財産権を含めた全ての権利は、お客様が当社に一次データを提供した時点で、お客様から当社に譲渡されたものとします。

び第三者の権利を侵害しないこと等につき、いかなる明示的又は黙示的な保証を行うものではないことに同意します。

4. 当社が本規約等に基づきお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益等を除きます。）に限られるものとします。

第 10 条（秘密保持）

お客様は、本サービスに関連して当社がお客様に対して秘密に取り扱うことを定めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に対し開示、漏えいまたは対象端末への着信について迷惑電話への該当可能性を判断する目的以外に使用しないものとします。

第 11 条（暴排条項）

1. お客様は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団構成員、準構成員
 - (3) 暴力団関係企業
 - (4) その他反社会的な行為や反社会的な行為により利益を得ることを目的とする個人及びその構成員
2. 当社は、お客様が前項（1）～（4）のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、また何らの責任を負うことなく、お客様に対する本サービスの全部又は一部の停止及び本契約の解除をすることができるものとし、お客様はこれに対して異議を申し立てないものとします。この場合、お客様は当社に生じた損害を全て賠償するものとします。

第 12 条（一般条項）

1. 本サービスに係る著作権その他の知的財産権は、当社又は権利者である第三者に帰属します。本規約に基づくお客様への本サービスの利用許諾は、お客様に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。
2. お客様は、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。
3. 本契約は、日本国の法令を準拠法とします。また本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

附則

本規約は、2016年1月21日から実施します。

PNQW4908YA